

諮問日：令和7年8月1日（令和7年度（情）諮問第59号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（情）答申第106号）

件名：和歌山地方裁判所における本庁及び各支部の職員配置表及び座席表の一部
不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「和歌山地方裁判所本庁及び各支部に係る職員配置表及び座席表（いずれも最新版）」の開示の申出に対し、和歌山地方裁判所長が、別紙記載1から7までの各文書及を対象文書として特定し、同各文書の一部を不開示とした判断（以下「原判断1」という。）及び別紙記載8の文書の抜粋部分（以下、別紙記載1から7までの各文書と併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、同抜粋部分に係る情報の一部を不開示とした判断（以下「原判断2」といい、原判断1と併せて「原判断」という。）は、いずれも妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、和歌山地方裁判所長が令和7年5月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

不開示部分の不開示事由該当性及び司法行政文書の一部を抜粋したものを開示対象としたことの当否について疑義がある。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 別紙記載1の文書（以下「文書1」という。）について

文書1のうち、原判断1において不開示とした部分には、部課室名、所属課係、職名、職員の氏名、備考欄の記載、内線番号、裁判所の電話番号及びファ

クシミリ番号等が記載されている。

このうち、部課室名、所属課係、職名及び職員の氏名、備考欄の記載は、職員ごとに一体として当該職員についての個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号）に相当する。そして、国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されている情報については、法5条1号ただし書イに該当することから開示したが、その余の情報については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められないことから不開示とした。

また、内線番号、裁判所の電話番号及びファクシミリ番号等は、これらの情報が公になると、職務に関係のない問合せやファクシミリ送信等によって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に定める不開示情報に相当するとして、不開示とした。

2 別紙記載2から7までの各文書（以下「文書2～7」という。）及び別紙記載8の文書（以下「文書8」という。）について

- (1) 文書2～7及び文書8の抜粋部分は、いずれも和歌山地方裁判所本庁及び各支部に所属する職員の執務時の着席位置等を示した図面であるところ、和歌山地方裁判所において不開示とした部分には、職員の執務機の位置に関する情報、電話番号、ファクシミリ番号、内線番号、部屋の場所等が記載されている。このうち、職員の執務機の位置に関する情報は、裁判所が行う業務の内容等を踏まえれば、職員の執務時の着席位置を公にすることにより、特定の職員の事務を停滞させる目的・態様での執務室への来訪がされること等にもつながりかねず、また、外部に公表していない電話番号、ファクシミリ番号及び内線番号は、これを公にすることにより裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。その他、一般の来庁者が自由に出入りできない部屋の場所等の情報については、これを公にすることにより庁舎管理事務

又は警備事務に支障を及ぼすおそれがあるから、いずれも法5条6号に定める不開示情報に相当するものとして、不開示とした。

(2) なお、文書8は、職員の執務時の着席位置等を示した図面である座席表及び電話番号を一覧化した電話表で構成された文書であるところ、当該司法行政文書を開示するよりも、同文書のうち本件開示申出内容に係る座席表の情報を提供する方が、開示申出人にとっても有用で、その目的に沿うと認められたため、司法行政文書の開示に代えて、司法行政文書の情報（文書の抜粋）をもって開示の対象としたものである（取扱要綱記第10の2）。

3 苦情申出人は、上記各不開示部分の不開示事由該当性につき疑義がある旨主張するが、本件で不開示とした部分の不開示事由該当性は、上記のとおりであり不相当な点はない。

なお、苦情申出人は、司法行政文書の一部を抜粋したものを開示対象としたことの当否についても疑義がある旨主張するが、開示方法の一種として認められる方法であることは2のとおりであるほか、当該開示方法に対する苦情は原判断2の当否に関する苦情には当たらない（取扱要綱記第11の1）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年8月1日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年12月24日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和8年1月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 文書1の不開示部分について

文書1を見分した結果によれば、文書1には、和歌山地方裁判所本庁及び各支部に所属する職員の所属部課室等、職名、氏名、備考欄の記載、内線番号、電話番号及びファクシミリ番号が記載されている。

(1) これらのうち、職員の所属部課室等、職名、氏名、備考欄の記載の情報は、職員ごとに一体となる個人識別情報（法5条1号）であると認められる。そして、最高裁判所事務総長は、これらの情報のうち、職員録に掲載されている情報は同号ただし書イに該当するから開示したが、その余の本件不開示部分の情報は同号ただし書イに該当しない旨説明する。

そこで検討すると、職員録が一般に広く販売されている事実を照らせば、個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲載されている職員（以下「掲載職員」という。）の氏名部分は、同号ただし書イに相当するといえる。また、掲載職員の職名又は所属する部署名等（職名から認定可能な場合を含む。）も、職員録に掲載されている場合には、掲載されている限りで、同号ただし書イにより開示すべきである。一方で、掲載職員の個人識別情報のうち、職員録に掲載されていない情報については、基本的には同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められず、同号により不開示とするのが相当である。

（令和7年度（情）答申第37号参照）

他方、職員ごとに一体となる個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲載されていない職員については、その他の方法で氏名が公表されている事実も認められない以上、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められず、氏名部分を不開示とするのが相当である。この場合、氏名以外の部分については、取扱要綱記第3の2に基づき、公にしても権利利益を侵害するおそれがないと認められる部分に限り開示するのが相当である。

これを本件について見ると、文書1において不開示とされているいずれの部分にも、職員録に掲載されている職員の氏名等は記載されていない。また、文書1において不開示とされている氏名以外の職員の所属部課室等、職名、備考欄の記載の部分について、公にしても権利利益を侵害するおそれがないと認められる部分はない。

したがって、文書1の不開示部分のうち職員の所属部課室等、職名、氏名、

備考欄の記載の情報は、前記のとおり法5条1号の個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当する事情が認められないため、不開示とするのが相当である。

(2) 文書1の不開示部分のうち、内線番号、電話番号及びファクシミリ番号は、いずれも外部に公表されていないものと認められ、これらの情報が公になると、職務に関係のない問合せやファクシミリ送信によって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、文書1の不開示部分のうち内線番号、電話番号及びファクシミリ番号は、法5条6号の不開示情報に相当する。

2 文書2～7及び文書8の不開示部分について

文書2～7及び文書8を見分した結果によれば、いずれも、和歌山地方裁判所本庁及び各支部に所属する職員の執務時の着席位置等を示した図面であり、文書2～7及び文書8の不開示部分には、職員の執務機の位置に関する情報、電話番号、ファクシミリ番号、内線番号、部屋の場所等が記載されていることが認められる。

このうち、職員の執務機の位置に関する情報は、裁判所が行う業務の内容等を踏まえれば、これを公にすることによって、裁判所の事務を停滞させる目的・態様での執務室への来訪がされる事態を招く可能性を排除できないこと等、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、上記不開示部分のうち電話番号、ファクシミリ番号及び内線番号は、いずれも外部に公表されていないものと認められ、これらの情報が公になると、職務に関係のない問合せやファクシミリ送信によって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

その他、上記不開示部分に記載された部屋の場所等は、一般の来庁者が自由

に出入りできず、セキュリティの確保が要請されているものと認められ、これらの情報を公にすることにより、庁舎管理事務又は警備事務に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、文書 2～7 及び文書 8 の不開示部分に記載された情報は、いずれも法 5 条 6 号に規定する不開示情報に相当すると認められる。（令和 6 年度（情）答申第 25 号参照）

3 その他の苦情申出人の主張について

苦情申出人は、司法行政文書の一部を抜粋したものを開示対象としたことの当否についても疑義がある旨主張するが、開示の実施方法についての主張は原判断の当否に関する苦情に当たらない。

なお、抜粋前の文書 8 全体を見分した結果によれば、文書 8 全体には、職員の執務時の着席位置等を示した図面である座席表及び電話番号を一覧化した電話表が記載されている。苦情申出人の開示申出の内容に照らせば、文書 8 全体を開示するよりも、文書 8 のうち座席表に関する部分の情報の提供をする方が、開示申出人の目的に沿うと認められる。よって、司法行政文書の開示に代えて、司法行政文書の情報をもって開示の対象としたことは相当である（取扱要綱記第 10 の 2）。

4 以上のとおり、原判断 1 については、文書 1 の不開示部分は法 5 条 1 号又は 6 号に規定する不開示情報に相当し、文書 2～7 の不開示部分は法 5 条 6 号に規定する不開示情報に相当すると認められ、原判断 2 については、文書 8 の不開示部分は法 5 条 6 号に規定する不開示情報に相当すると認められるのでいずれも妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

- 1 和歌山地方・家庭裁判所職員配置表（令和6年11月1日現在）
- 2 総務課配席図（R6.4.1～）
- 3 会計課配席図（令和6年10月1日現在）
- 4 「刑事書記官室配席図」から始まる文書（令和6年4月1日現在）
- 5 「令和6年11月1日～」から始まる文書（民事部配席図）
- 6 御坊支部事務室配席図
- 7 新宮支部職員配席図
- 8 座席・電話表（令和6年4月1日）（田辺支部）（抜粋）